

「三重県飲食店時短要請協力金」の特例受付を開始します」

「三重県緊急警戒宣言」及び「三重県まん延防止等重点措置」等に基づき、令和3年4月26日から令和3年6月30日まで3期にわたって実施した「三重県飲食店時短要請協力金」について、申請期間内に申請を行えなかった方を対象に、特例で申請を受け付けることとし、8月10日（火）から申請受付を開始します。

●特例受付期間

令和3年8月10日（火）から令和3年9月17日（金）消印有効

●対象となる協力金

①三重県飲食店時短要請協力金（第1期）

要請期間：令和3年4月26日から令和3年5月11日

対象施設：飲食店

②三重県飲食店時短要請協力金（第2期）

要請期間：令和3年5月12日から令和3年5月31日

対象施設：飲食店

③三重県飲食店時短要請協力金（第3期）

要請期間：令和3年6月1日から令和3年6月20日（四日市市は30日）

対象施設：飲食店、結婚式場（まん延防止重点措置区域）

●お問い合わせ先

三重県時短要請協力金相談窓口

TEL：059-224-2247 9：00～17：00まで（土日祝を除く）

開設期間：8月10日（火）～9月17日（金）

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500288.htm>

- ・申請書類等ページ

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00010.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00010.htm)